

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画の基本的事項

1. 計画策定の根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないこととされています。

2. 今回の「改定」の目的

市町村の一般廃棄物処理基本計画は、国が定めた「ごみ処理基本計画策定指針（改定版）」（平成28年9月：環境省）に基づき改定しました。

取手市（以下「本市」といいます。）では、平成27年3月に策定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。計画策定後5年が経過しており、ごみ処理を取り巻く情勢等の変化に対応するため、今回、計画の見直しを行い、ごみ処理に関する長期的かつ総合的な事業の推進を行うことを目的として「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を改定しました。

3. 計画の適用範囲

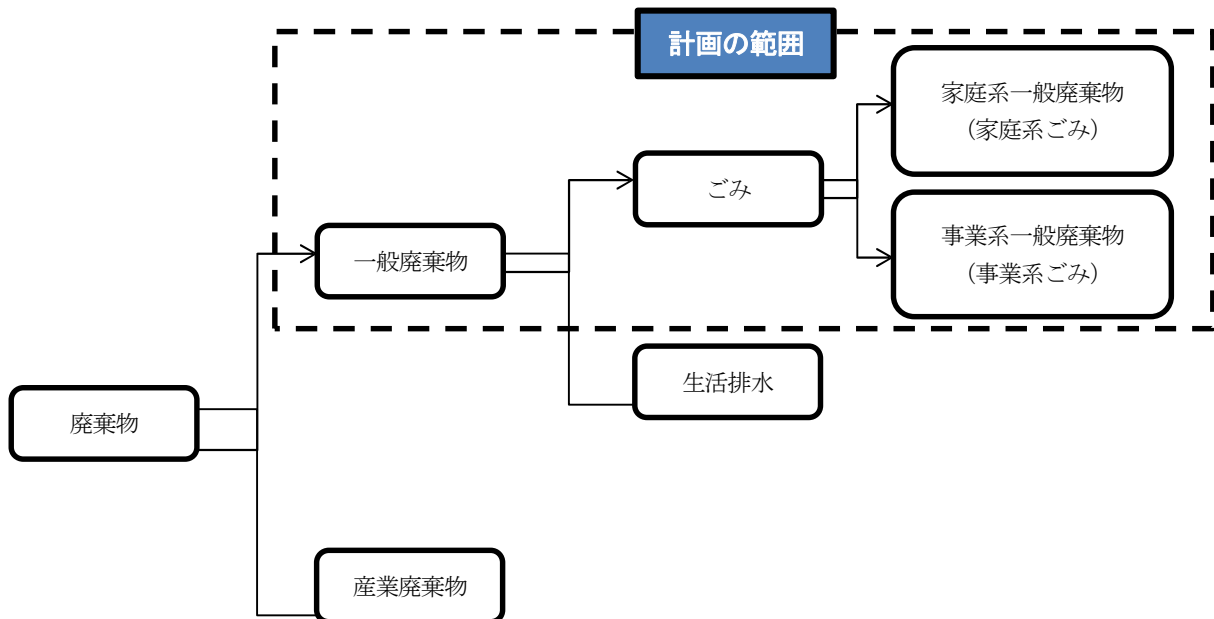
(1) 対象地域

本市内全域とします。

(2) 対象となる廃棄物

廃棄物の区分は以下に示すとおり、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画の対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」とします。

【図】 計画の範囲



○ 「産業廃棄物」とは

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた20種類の廃棄物のことです。「産業廃棄物」は本市で受け入れできません。

○ 「一般廃棄物」とは

「一般廃棄物」とは、「産業廃棄物」以外の廃棄物のことであり、「家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）」と「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」に分類されます。

○ 「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」とは

「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」の例を以下に示します。

- 事務所、工場、商店等から出る紙くず、布ぎれ、梱包に使用した木くず
- 飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- 小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」は、自らの責任において適正に処理する他、本市と広域処理を行っている中間処理施設に搬入することが可能です。

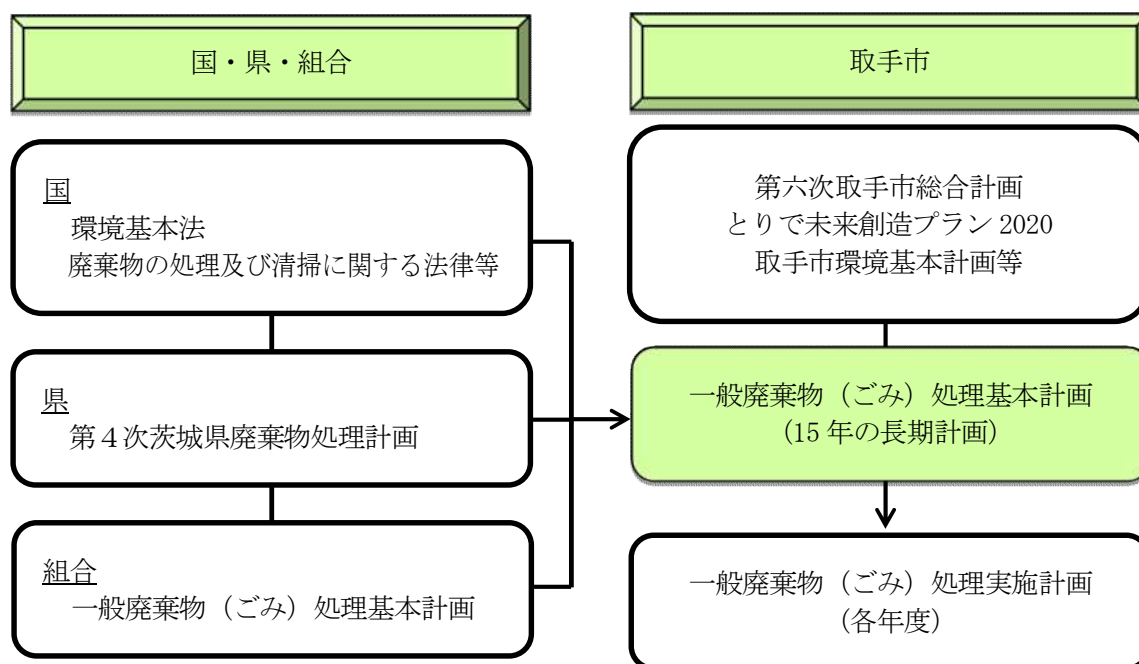
4. 計画の位置付け

本計画は、本市の上位計画である「第六次取手市総合計画」「とりで未来創造プラン2020」「取手市第二次環境基本計画」との整合を図りながら、循環型社会の形成を目指し、ごみ処理計画の主要な柱となる長期計画です。また、単年度ごとに下位計画である「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」を策定します。

さらに、本計画は「第4次茨城県廃棄物処理計画」の他、本市とごみの共同処理を行っている常総市、つくばみらい市、守谷市から構成される常総地方広域市町村圏事務組合（以下、「組合」といいます。）の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が関連計画として挙げられます。

本計画の位置付けは以下のとおりです。

【図】 各計画との関連性

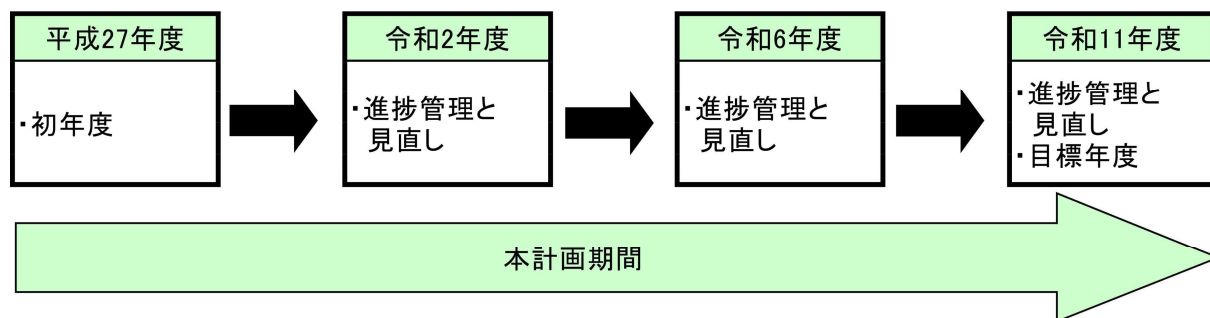


5. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度を初年度、令和 11 年度を目標年度とする 15 年間とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながらおおむね 5 年ごと、又は計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行うものとします。

【図】 計画期間



6. 対象とするSDGsの目標

(1) SDGs(持続可能な開発目標)とは

2001年に策定された(MDGs)ミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ゴール	目標	ゴール	目標
	①貧困をなくそう ● あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		⑩人や国の不平等をなくそう ● 各国内及び各国間の不平等を是正する
	②飢餓をゼロに ● 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		⑪住み続けられるまちづくりを ● 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な人間居住を実現する
	③すべての人に健康と福祉を ● あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		⑫つくる責任 つかう責任 ● 持続可能な生産消費形態を確保する
	④質の高い教育をみんなに ● すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		⑬気候変動に具体的な対策を ● 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	⑤ジェンダー平等を実現しよう ● ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		⑭海の豊かさを守ろう ● 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	⑥安全な水とトイレを世界中に ● すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		⑮陸の豊かさを守ろう ● 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに ● すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		⑯平和と公正をすべての人に ● 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	⑧働きがいも経済成長も ● 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用(ディーセント・ワーク)と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		⑰パートナーシップで目標を達成しよう ● 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	⑨産業と技術革新の基盤をつくろう ● 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		【参考】SDGs カラーホイール ● SDGs の全ゴールの色 17 色にて構成されている公式マーク

(2) 取手市 SDGs の推進

取手市では、平成 28 年度にスタートさせた第六次取手市総合計画における「とりで未来創造プラン 2020」が策定されました。この計画の中で、施策体系を「テーマ」「戦略」「重点施策」「重点事業」の 4 層構造とすることや、大きな枠組みとして市制施行 50 周年を踏まえたまちづくり、持続可能な開発目標(SDGs)の推進など、新たな視点を取り込んだ計画となっています。



(3) 対象とする SDGs の目標

本計画の実現に当たっては、持続可能な開発目標 (SDGs) との協調を計り、将来世代が希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。本計画では対象とする SDGs の目標を以下のとおり定め、本市を取り巻く社会情勢の変化などに留意しつつ、長期的な視点で計画を推進します。

	目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標 13 気候変動に具体的な対策を
	目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成に向けた自治体・事業者・市民・団体等との連携

第2節 廃棄物・リサイクル関連の動向

1. 廃棄物・リサイクル関連の法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。

廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

【図】 廃棄物やリサイクルに関する法体系（令和2年10月1日時点）



※出典：第四次循環型社会形成推進基本計画

2. 国の廃棄物処理の動向

(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）について、平成27年度以降における廃棄物減量化の目標量等の変更を行いました。また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月14日中央環境審議会）も平成29年2月に所要の変更を行いました。

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

【表】 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月）での目標

指標	目標年	一般廃棄物の目標
排出量	令和2年度	平成24年度比約12%削減
リサイクル率		約27%に増加
最終処分量		平成24年度比約14%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に閣議決定されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き重視しつつ、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生④万全な災害廃棄物処理体制の構築⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進をすることにより、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ循環型社会の形成を一層推進することとしています。

また、一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標については、以下のとおり目標が設定されています。

【表】 第四次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

取組指標	目標年	目標
一般廃棄物の減量化 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)	令和7年度	約840g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)		約440g/人・日
事業系ごみ排出量 (事業系ごみの「総量」)		日本国内で約1,100万t

3. 県の廃棄物処理の動向

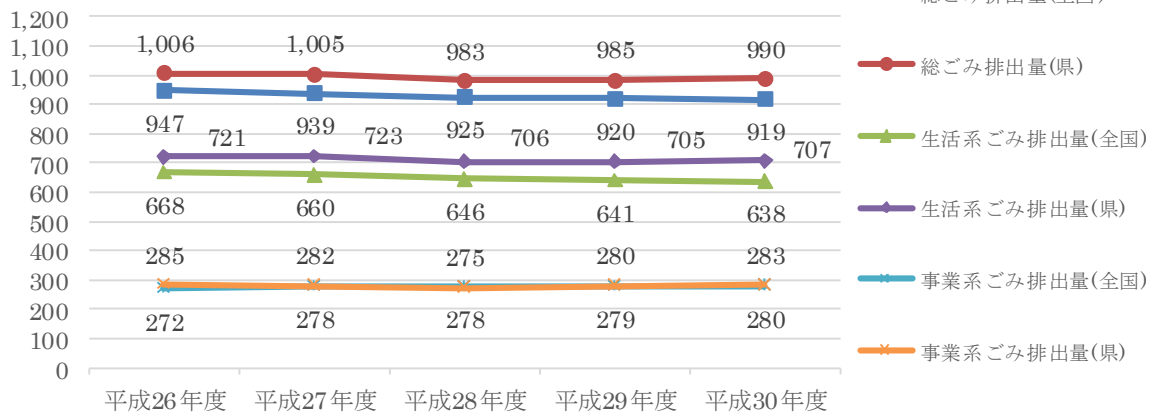
茨城県は、持続可能な循環型社会の形成に向けて、各主体が連携した廃棄物処理の取り組みを強めていくという考えのもと、「第4次茨城県廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定し、県が目指す循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を示しました。

一般廃棄物の減量化に関する目標については、以下のとおり設定しました。

【表】 第4次茨城県廃棄物処理計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

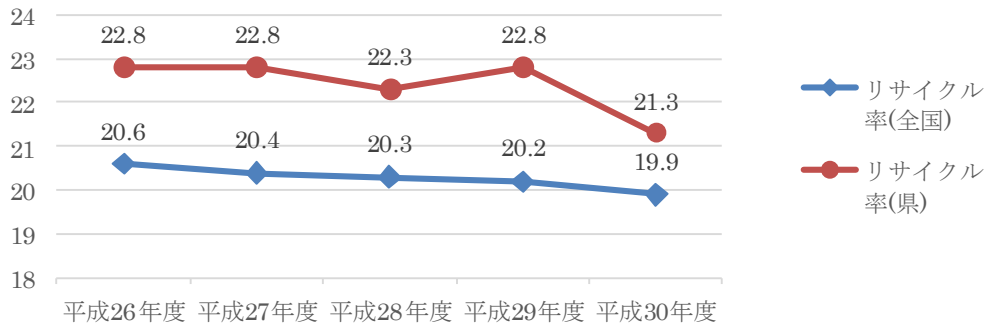
指標	単位	実績		目標	目標設定の考え方
		平成24年度	平成25年度	令和2年度	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,002	1,005	919	平成24年度比約8%削減 (国の基本方針に準拠)
リサイクル率	%	21.3	22.0	27.0	平成24年度比約6%増加 (国の基本方針に準拠)
最終処分量	千t	102	96	88	平成24年度比約14%削減 (国の基本方針に準拠)

【グラフ】 1人1日当たりのごみ排出量



※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

【グラフ】 リサイクル率



※出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果